

IX 緊急需給調整事業

野菜の中でも流通量が多く、露地栽培のため天候の影響を受けやすいことから価格変動の大きい品目（キャベツ、たまねぎ等）については、価格と供給の安定を図ることが極めて重要です。このため、これらの価格が著しく低落した場合に市場隔離等の緊急需給調整対策を実施し、生産者の次期作への生産意欲を維持することにより、野菜の生産出荷の安定を図る必要があります。

また、緊急需給調整の一手法である土壌還元（ほ場廃棄）については、「もったいない」等の批判もあることから、供給過剰時に国民に対して野菜の需給状況を周知するとともに、関係団体が連携して野菜の有効利用に取り組むこと等により、土壌還元をできるだけ減らし、緊急需給調整を円滑に進めていくことが必要です。

1. 事業の種類

緊急需給調整事業には、以下の事業があり、これら事業を的確に実施することにより効果的な緊急需給調整が図られるようになっています。

- (1) 生産出荷団体緊急需給調整事業
- (2) 価格回復緊急需給調整事業
- (3) 野菜供給確保需給調整事業
- (4) 緊急需給調整推進事業

2. 生産出荷団体緊急需給調整事業の内容と仕組み

(1) 事業の概要

機構の登録を受けた出荷団体又は生産者（以下「登録出荷団体等」といいます。）が、供給計画を作成し、重要野菜又は調整野菜（以下「重要野菜等」といいます。）の卸売価格が著しく低落し、若しくは低落するおそれがあると見込まれる場合又は著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると見込まれる場合に、相互に協議して緊急需給調整を実施した場合、機構は当該登録出荷団体等に対し、緊急需給調整費用交付金を交付します。

項目	内容
重要野菜	春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい
調整野菜	春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス、冬レタス
対象期間	1事業年度
緊急需給調整の種類	産地調整（前倒し・後送り）、加工用販売、市場隔離
緊急需給調整費用交付金の負担割合	国50%、登録出荷団体等50%

(2) 補てん内容

ア. 低落時の対策

(7) 産地調整（出荷の後送り）

重要野菜等のお荷を抑制するため、お荷の後送りを実施します。

生産者に対しては、後送りによる品質低下相当分を助成します。

(4) 加工用販売

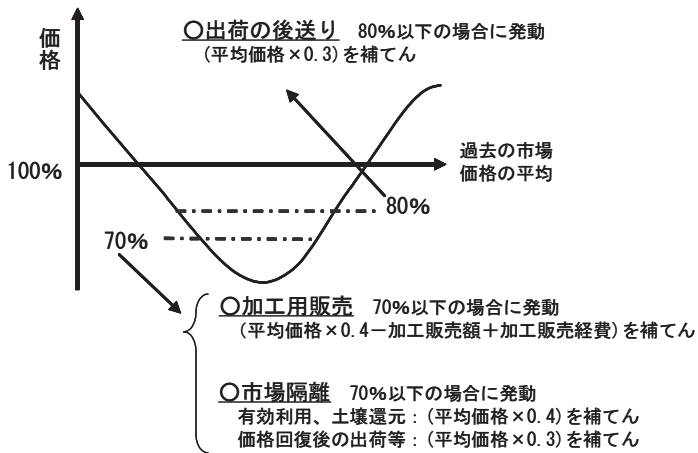
重要野菜等のお荷を抑制するため、当初市場向けであったもののうち、供給過剰分を新たな加工用途にお荷します。

生産者に対しては、種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部を助成します。

(5) 市場隔離

重要野菜等のお荷を抑制するため、ほ場を特定して一定期間お荷を停止し、加工、飼料化等の有効利用用途への販売等に努め、なお過剰野菜が残る場合には土壤還元を実施します。

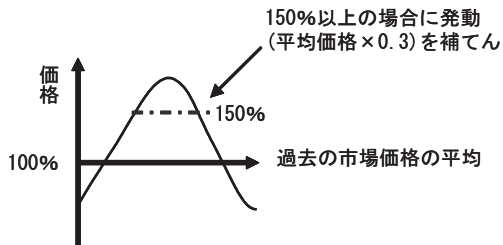
生産者に対しては、種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部を助成します。



イ. 高騰時の対策

(7) 産地調整（出荷の前倒し）

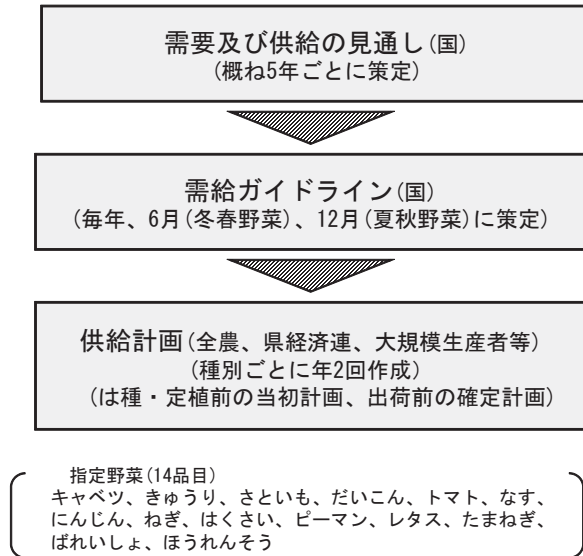
重要野菜等の出荷を促進するため、早取り等により出荷の前倒しを実施します。出荷量を増加させた生産者に対して、早取りによる損失相当分を助成します。



(3) 事務手続き

ア. 供給計画の策定

国は、野菜を安定的に消費者に供給するため、需給ガイドライン等を策定し、全農などの登録出荷団体等はそれらを踏まえた供給計画を作成し、供給計画に基づく生産・出荷を推進しています。



イ. 事業への参加申込み

(ア) 事業に参加しようとする登録出荷団体等は、重要野菜等の需給及び価格の動向、緊急需給調整等の実施状況を踏まえ、原則として対象期間の開始の日の一月前までに、交付金の交付に当てるための交付積立資金の総額及び交付積立資金の種別ごとの内訳額を定めた計画（以下「積立計画」という。）を作成し、機構に申し込みます。なお、(オ)の共同参加団体等にあつては、積立計画には交付積立資金の総額のみを記載します。

(イ) 次の場合は事業への参加が必須となります。

- ① 指定野菜価格安定対策事業において重要野菜又は調整野菜に関し交付予約の申込を行う場合
- ② 指定野菜供給産地育成価格差補給事業における対象産地（野菜指定産地育成計画を樹立した産地及び中山間等地域を除く。）であつて、キャベツ、

秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいに関し交付予約の申込を行う場合

- (ウ) 種別ごとの交付積立資金の額は、次の計算式により算出された金額（以下「計算値」という。）以上となっています。ただし、平成22年度までに登録出荷団体等となっている場合には、平成27年度までは計算値又は20万円のいずれか低い金額以上とすることができます。

$$\text{計算式： 交付予約数量 (kg) } \times \text{ 交付積立資金造成単価 (円/kg) } \times \text{ 生産者負担割合 (1/2)}$$

注1：「交付予約数量」については前年度の数量とするが、交付予約数量の前年度実績がない場合には、事業実施年度の数量とする。なお、重要野菜にあつては、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の前年度の数量（都道府県の区域を管轄する出荷団体にあつては、当該都道府県の区域内における前年度の数量）を加算する。

2：「交付積立資金造成単価」は、野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領のとおりとする。ただし、レタスについて「結球」・「非結球」が区分されていないブロックにおける予約数量には、「結球」の単価を用いるものとする。

3：上の計算式により求められた金額については、四捨五入により千円単位にラウンドするものとする。

- (エ) 積立計画に基づき金銭を機構に納入することになりますが、機構に過年度の交付積立資金及び過積立金を有する場合には、これらの資金を積立計画に充てることができます。また、これらの資金が積立計画の必要額に満たない場合や新たに交付積立資金を積み立てる意思を示した場合等には、必要に応じて金銭の納入額等を調整することになります。その納入に関しては、ウの(ウ)及びエを参照してください。

- (オ) 登録出荷団体等は、負担金を登録出荷団体等の間で相互に融通することについて合意することにより、共同して事業に参加することができます。この場合、共同して事業に参加する登録出荷団体等（以下「共同参加団体等」という。）の代表出荷団体等は、共同参加団体等の一覧を整理し、機構に届け出ます。

ウ. 交付準備財産造成計画

- (ア) 機構は、対象期間の開始前に申込みをした登録出荷団体等（以下「参加申込団体等」という。）の積立計画の交付積立資金の額及び対象期間中の参加申込み等を考慮して、参加申込団体等から納入される資金（以下「負担金」という。）で造成する交付積立資金及び交付積立資金の額と同額の国の補助

金で造成する資金（以下「補助金資金」という。）をもって造成する交付金の交付に必要な資金（以下「交付準備財産」という。）の上限額を定めた計画（以下「交付準備財産造成計画」という。）を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に協議します。

- (イ) 機構は、生産局長との協議後、参加申込団体等に参加の承諾を通知します。この通知には、参加申込団体等ごとに交付準備財産の額及び当該交付準備財産から交付できる重要野菜等の種別ごとの交付金の上限額を定めた計画（以下「交付資金計画」という。）を記載します。ただし、共同参加団体等の場合は、共同参加団体等の全体の交付準備財産の額及び交付資金計画を記載します。
- (ウ) 機構は、前年度の交付積立資金及び過積立金を充当しても、事業実施年度の交付積立資金の必要額に満たない場合や参加申込団体等が新たに負担金を納入したい場合等には、参加の承諾の通知に際して納入すべき負担金の額及び納入期限を示します。

エ. 負担金の納入

参加を承諾された登録出荷団体等（以下「契約出荷団体等」という。）のうち、機構から納付すべき負担金の額を示された場合には機構が定める期限（承諾の1ヶ月後）までに負担金を納入します。

オ. 資金の管理

機構は、緊急需給調整費用交付金の交付のために拠出された契約出荷団体等の負担金及び国の補助金等により、生産出荷団体緊急需給調整資金を造成し、さらに財源別・用途別に交付積立資金、補助金資金、推進助成金資金、特別調整資金及び補助金準備資金に区分して管理します（野菜農業振興資金管理規程（平成21年4月1日付け20農畜機第4859号）第3条）。

また、機構は、契約出荷団体等に係る負担金の状況を整理した台帳（以下「負担金預金台帳」という。）を作成し、負担金の納入や交付金の交付等により資金の増減があったときや契約出荷団体等から求めがあったときに交付します。

(7) 交付積立資金

交付準備財産のうち契約出荷団体等からの負担金（(エ)の特別調整資金から繰り入れられた金銭を含む。）及び賦課金により造成する資金。

(イ) 補助金資金

交付準備財産のうち国からの補助金（(オ)の補助金準備資金から繰り入れられた金銭を含む。）により造成する資金。

(ウ) 推進助成金資金

資金の運用に伴い生じた収入から生産出荷団体緊急需給調整資金に繰り入れられる金銭のうち、(ア)及び(イ)の資金に係る金銭により造成する資金。

(エ) 特別調整資金

交付準備財産を造成した後の契約出荷団体等からの負担金の残額等により造成する資金。

(オ) 補助金準備資金

(イ)の補助金資金を造成した後の国からの補助金の残額等により造成する資金。

(4) 緊急需給調整の実施に関する事務手続き

ア. 緊急需給調整の発動

(ア) 全国生産出荷団体又は系統外登録出荷団体等（以下「全国生産出荷団体等」という。）は、対象ブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が次の場合に該当するときは、重要野菜等の緊急需給調整実施計画を作成することができます。

なお、全国生産出荷団体は、県生産出荷団体又は産地農協と協議した上で緊急需給調整実施計画を作成することとなっています。

① 低落時の産地調整は、野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について（昭和63年7月25日付け63食流第3577号。以下「運用通知」という。）別表第2に掲げる価格を下回り、又は下回るおそれがあると見込まれる場合。

② 高騰時の産地調整は、運用通知別表第3に掲げる価格を上回り、又は上回るおそれがある場合。

③ 加工用販売及び市場隔離は、運用通知別表第4に掲げる価格を下回り、又は下回るおそれがある場合。

(イ) 全国生産出荷団体及び系統外登録出荷団体等は、緊急需給調整実施計画を作成したときは、生産局長及び機構に報告することとなっています。生産局長は、その報告を関係する地方農政局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）及び都道府県知事に通知することとなっています。

(ウ) 全国生産出荷団体は、緊急需給調整実施計画に従い、次の場合に実施者たる県生産出荷団体又は産地農協に対し、緊急需給調整の具体的実施内容を通知することができることとし、当該団体等は、その通知に従い緊急需給調整を実施することとなっています。この場合において、加工用販売及び市場隔離ではあらかじめ、産地調整にあつては通知後遅滞なく生産局長及び機構に届け出ることとなっています。

① 産地調整にあつては、当初出荷予定先の対象となるブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が運用通知別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を下回り、かつ、当面このような状況が続くと見込まれる場合若しくは運用通知別表第3の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を上回り、かつ、当面このような状況が続くと見込まれる場合又は重要野菜等の卸売価格がこの要件を満たすこととなることが確実であると見込まれる場合。

② 加工用販売及び市場隔離にあつては、当初出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜の卸売価格が、運用通知別表第4の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を下回り、かつ、当面このような状況が続くと見込まれる場合又は重要野菜等の卸売価格がこの要件を満たすこととなることが確実であると見込まれる場合。

(エ) 系統外登録出荷団体等は、緊急需給調整実施計画に従い、(ウ)の①又は②の場合に、緊急需給調整を実施できるものとする。この場合において、加工用販売及び市場隔離にあつてはあらかじめ、産地調整にあつては遅滞なく生産局長及び機構に届け出るものとする。

イ. 緊急需給調整の実施状況の確認

全国生産出荷団体、県生産出荷団体及び産地農協並びに系統外登録出荷団体等は、緊急需給調整の実施状況の確認を次により行うとともに、その結果を取りまとめの上、産地農協は県生産出荷団体に、県生産出荷団体は全国生産出荷団体に、全国生産出荷団体は生産局長及び機構に、系統外登録出荷団体等は、生産局長、当該団体等の所在地を管轄する都道府県知事及び機構にそれぞれ報告することとなっています。

なお、地方農政局長等は、管轄区域において緊急需給調整が実施された場合

には、必要に応じ、その実施状況に係る現地確認を行うこととなっています。

(ア) 産地調整に係る重要野菜等の数量の確認は、対象市場の卸売業者の発行する仕切書等に基づいて、県生産出荷団体、産地農協並びに系統外登録出荷団体等ごとの出荷実績数量を旬別に算定して行うこととなっています。

全国生産出荷団体等は、産地調整の実施状況の確認に必要な資料として、供給計画又は直近5年間の出荷実績を基に、産地調整を実施する対象地域毎に旬別の出荷見込数量を作成し、緊急需給調整実施計画を届け出る際に併せて、生産局長及び機構に届け出ることとなっています。

ただし、異常な気象条件による例年にならぬ収穫の増減又は出荷時期のズレが生じた場合にあっては、産地調整を実施する旬の直前までの出荷実績等を踏まえて旬別の出荷見込数量を作成することとなっています。

(イ) 加工用販売に係る重要野菜等の数量、販売価格、販売に要した諸経費及び当該販売価格がおおむね通常の取引価格であることの確認は、加工業者の発行する仕切書、取引事例の調査等により行うこととなっています。

(ウ) 市場隔離に係る重要野菜等の数量の確認は、市場隔離を実施しようとする対象ほ場若しくは集出荷所（貯蔵施設を含む。以下同じ）における秤量又は市場隔離を実施しようとする対象ほ場における抽出調査により行うこととし、抽出調査においては、対象ほ場を対角線上におおむね4等分する地点を中心に3カ所の調査区（1調査区は、原則として同一うね上にある連続する20株（欠株を含む。）とする。）を選定して行うこととなっています。なお、加工用途等への仕向けに係る重要野菜等の数量、販売価格、販売に要した諸経費及び当該販売価格がおおむね通常の取引価格であることの確認は、仕向先業者の発行する仕切書、取引事例の調査等により行うこととなっています。

(エ) (ア)から(ウ)までにおける重要野菜等の確認数量は、機構が定める規格に適合するものの数量となっています。

ウ. 交付金交付申請及び交付

(ア) 契約出荷団体等は、運用通知第1の1の(1)のエ又はオに基づき緊急需給調整を実施した場合には、交付金額を算定し、原則として当該年の12月末までに実施した緊急需給調整等については翌年の3月末までに、機構に野菜緊急需給調整費用交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出することとなっています。

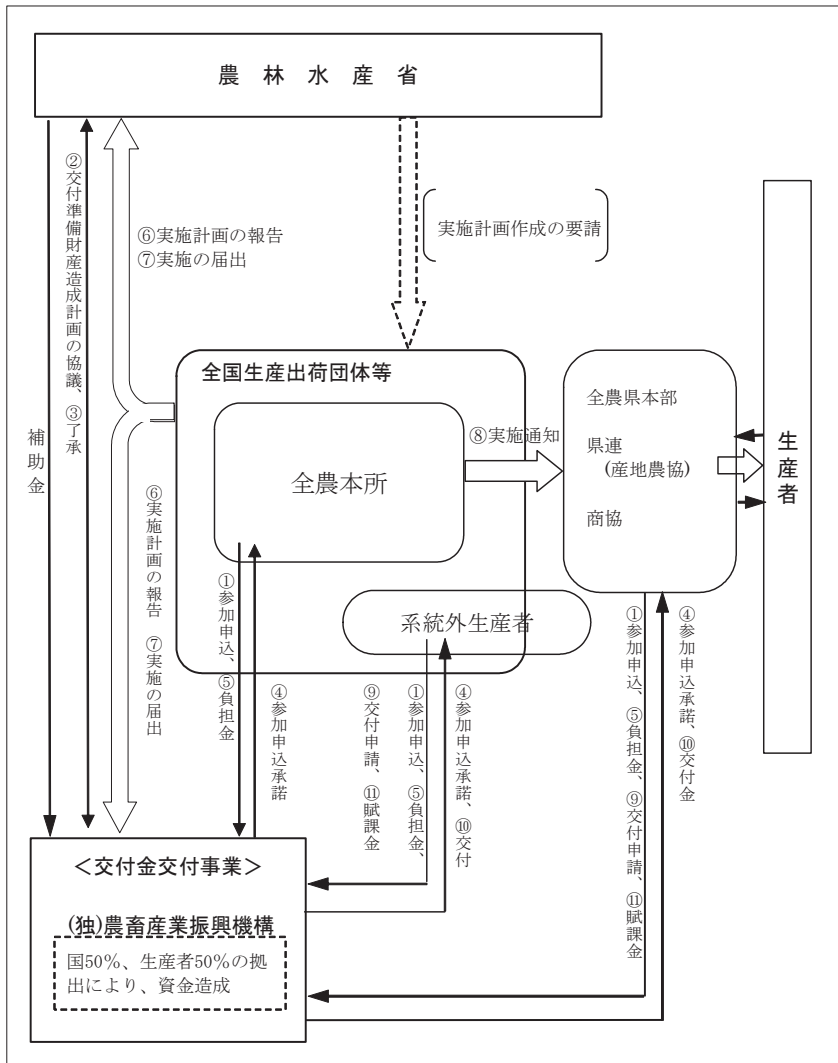
- (イ) 機構は、交付申請書の内容が適正である場合には、事業年度ごとに契約出荷団体等に係る交付資金計画の額の範囲内で、交付金を交付するものとします。この場合、原則として交付積立資金と補助金資金は同額（交付金を2分の1にした場合に1円未満の端数が生じる場合には交付積立資金については切上げ、補助金資金については切捨て）を取り崩します。
- (ウ) 機構は、契約出荷団体等の交付申請に係る種別ごとの交付金額が当該契約出荷団体等に係る交付資金計画を超える場合、当該契約出荷団体等（共同参加団体等である契約出荷団体等は、その代表出荷団体等）から、積立計画の交付積立資金の総額の範囲内で種別ごとの交付積立資金の額の25%の増額を限度（共同参加団体等にあっては、共同参加団体等全体の交付積立資金の総額を限度）として、種別ごとの交付積立資金を相互に融通したい旨の申出があれば、当該事業年度に限り当該契約出荷団体等に係る交付資金計画を変更するとともに、その範囲内で交付金を交付します。
- (エ) 機構は、継続して事業に参加している契約出荷団体等には、前事業年度に実施した緊急需給調整に係る交付金についても前事業年度の交付資金計画の範囲内で交付金を交付します。

エ. 実績報告の提出

交付金の交付を受けた契約出荷団体等は、速やかに緊急需給調整に関係した生産者まで交付金を交付し、その交付実績について機構に報告することとなっています。

以上説明した事務手続きの流れは第IX図のとおりです。

第Ⅸ-1図 緊急需給調整の流れ



対象品目：キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、レタス
(6品目)

3. 価格回復緊急需給調整事業

指定野菜（重要野菜及び調整野菜を除く。）及び特定野菜のうちから生産局長が選定した品目について緊急需給調整を行った県生産出荷団体等に対し野菜価格安定法人が交付金を交付する場合に、その2分の1に相当する額等を当該野菜価格安定法人に対し機構が補助します。

4. 野菜供給確保需給調整事業

気象災害等により野菜の供給量が不足し、価格が著しく高騰した場合、臨時かつ緊急的に野菜の出荷促進を図るため、生産局長が定める野菜について、出荷促進を行った農協等に対し県生産出荷団体等が出荷奨励金を交付する場合に、これに対して補助します。

たとえば、短期間で、出荷が可能となる軟弱野菜について、ビニールの被覆、通常よりも高めのハウス温度管理などを行い、生育、着果の促進を図ることにより、当初計画を上回って当該事業の対象地域（対象市場群単位で生産局長が定める。）の対象市場に出荷した生産者に奨励金を交付する事業、通常では出荷されない並級（不揃い等）野菜の出荷を奨励するため、並級野菜を対象地域の対象市場に出荷した生産者に奨励金を交付する事業等があります。

5. 緊急需給調整推進事業

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

(2) 野菜需給協議会等の開催

機構が農林水産省と連携しながら、野菜の需給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会等を開催し、国民に現在の需給情報を周知するとともに消費拡大を行います。

(3) 産地情報調査員の設置

登録出荷団体等が、都道府県段階における重要野菜、調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に要する経費を機構が定額補助します。

(4) 緊急需給調整連絡協議会の開催

登録出荷団体等が、出荷期間中の供給過剰が予想される時点において、効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築、生産者に対する啓蒙活動を行うため、行政、系統、系統外等から構成される緊急需給調整連絡協議会を開催した場合に要する経費を機構が定額補助します。

(5) 供給過剰時の消費拡大事業

登録出荷団体等が、野菜の供給過剰時に短期的、集中的に行うテレビ広告、新聞広告、料理レシピ配布等による消費拡大に向けた取組を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

(6) 過剰野菜有効利用研究・実証事業

登録出荷団体等又は民間団体が市場隔離時の過剰野菜の飼料化、肥料化又は新規用途の開発に向けた研究、モデル実証試験を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。